

○内閣府令第 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	名称	マヨネーズにあつては「マヨネーズ」と、サラダクリーミードレッシングにあつては「サラダクリーミードレッシング」又は「ドレッシング」と、マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングにあつては「半固体状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、乳化液状ドレッシングにあつては「乳化液状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、分離液状ドレッシングにあつては「分離液状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、ドレッシングタイプ調味料にあつては「ドレッシングタイプ調味料」と、ノンオイルドレッシングにあつては「ドレッシングタイプ調味料」又は「ノンオイルドレッシング」と表示する。
脂肪酸 n-3系	栄養成分 下限値	栄養成分の機能 n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素のひとつです。
	上限値	摂取をする上での注意事項

別表第十一（第二条、第七条、第九条、第二十三条関係）

脂肪酸 n-3系	栄養成分 下限値	栄養成分の機能 n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素のひとつです。
	上限値	摂取をする上での注意事項

改正前

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	名称	マヨネーズにあつては「マヨネーズ」と、サラダクリーミードレッシングにあつては「サラダクリーミードレッシング」又は「ドレッシング」と、マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングにあつては「半固体状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、乳化液状ドレッシングにあつては「乳化液状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、分離液状ドレッシングにあつては「分離液状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、ドレッシングタイプ調味料にあつては「ドレッシングタイプ調味料」と、ノンオイルドレッシングにあつては「ドレッシングタイプ調味料」又は「ノンオイルドレッシング」と表示する。
脂肪酸 n-3系	栄養成分 下限値	栄養成分の機能 n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。
	上限値	摂取をする上での注意事項

別表第十一（第二条、第七条、第九条、第二十三条関係）

脂肪酸 n-3系	栄養成分 下限値	栄養成分の機能 n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。
	上限値	摂取をする上での注意事項

鉄	カルシウム	カリウム	亜鉛
ラム ミリグ 一・九五	ラム ミリグ 二百十	〔略〕	ラム ミリグ 二・五五
〔略〕	カルシウムは、骨や歯を作るのに必要な栄養素のひとつです。	カリウムは、血圧を正常に保つのを助ける栄養素です。	亜鉛は、味覚を正常に保つのを助ける栄養素です。亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。
〔略〕	〔略〕	〔略〕	ムリグラ 十七ミ
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

鉄	カルシウム	カリウム	亜鉛
ラム ミリグ 二・〇四	ラム ミリグ 二百四	〔同上〕	ラム ミリグ 二・六四
〔同上〕	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	ムリグラ 十五ミ
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

銅	マグネシウム	ナイアシ
〇・二四 ミリ グラム	〔略〕	〔略〕
銅は、赤血球を作るのを助ける栄養素のひとつです。	マグネシウムは、骨や歯を作るのに必要な栄養素のひとつです。マグネシウムは、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。マグネシウムは、血液循環を正常に保つのを助ける栄養素のひとつです。	ナイアシンは、エネルギーを作るのに
四・六ミ リ グラム	三百二十 ミ リ グラム	〔略〕
〔略〕	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。マグネシウムを多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。	〔略〕

銅	マグネシウム	ナイアシ
〇・二七 ミリ グラム	〔同上〕	〔同上〕
銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギーを助けることも、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持
六・〇ミ リ グラム	三百ミ リ グラム	〔同上〕
〔同上〕	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。	〔同上〕

ビタミンA	ビオチン	パントテン酸	
[略]	[略]	一・六五 ミリグ ラム	
ビタミンAは、暗所での視力を正常に保つのを助ける栄養素です。ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。	パントテン酸は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。	を助ける栄養素のひとつです。ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。
[略]	[略]	[略]	[略]
本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は、ビタ	[略]	[略]	[略]

ビタミンA	ビオチン	パントテン酸	
[同上]	[同上]	一・四四 ミリグ ラム	
ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	持を助ける栄養素です。
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰	[同上]	[同上]	[同上]

B ₆ ビタミン	B ₂ ビタミン	B ₁ ビタミン	
[略]	[略]	○・三〇 ミリグ ラム	
ビタミンB ₆ は、たんぱく質からエネルギーを作るのを助ける栄養素です。	ビタミンB ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。	ビタミンB ₁ は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。	栄養素のひとつです。
[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	ミンAの過剰摂取にならないよう注意してください。

B ₆ ビタミン	B ₂ ビタミン	B ₁ ビタミン	
[同上]	[同上]	○・三六 ミリグ ラム	
ビタミンB ₆ は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助	ビタミンB ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB ₁ は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
[同上]	[同上]	[同上]	
[同上]	[同上]	[同上]	摂取にならないよう注意してください。

D ビタミン		C ビタミン	B ₁₂ ビタミン	
マイク 二・七〇		「略」	マイク ログラ ム 一・二〇	
は、カルシウム ビタミンD	は、鉄の吸収を助ける栄養素です。 ビタミンC	は、皮膚や粘膜、骨、血管の胶原蛋白合成を助ける栄養素です。 ビタミンC	は、赤血球を作るのを助ける栄養素のひとつです。 ビタミンB ₁₂	は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。 ビタミンB ₆
「略」		「略」	「略」	
「略」		「略」	「略」	

D ビタミン		C ビタミン	B ₁₂ ビタミン	
マイク 一・六五		「同上」	マイク ログラ ム 〇・七二	
は、腸管での ビタミンD		は、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、酸化作用を持つ栄養素です。 ビタミンC	は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 ビタミンB ₁₂	ける栄養素です。 ビタミンB ₆
「同上」		「同上」	「同上」	
「同上」		「同上」	「同上」	

葉酸	K ビタミン	E ビタミン	
〔略〕	〔略〕	一・九五 ミリグ ラム	ム ログラ
葉酸は、赤血球を作るのを助ける栄養素のひとつです。	ビタミンKは、骨を作るのを助ける栄養素のひとつです。ビタミンKは、正常な血液凝固を助ける栄養素です。	ビタミンEは、酸化作用により細胞を保護するのを助ける栄養素のひとつです。	ムの吸収を助ける栄養素です。ビタミンDは、骨を作るのを助ける栄養素のひとつです。
〔略〕	〔略〕	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	

葉酸	K ビタミン	E ビタミン	
〔同上〕	〔同上〕	一・八九 ミリグ ラム	ム ログラ
葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。葉酸は、胎児	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	ビタミンEは、酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	カルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

葉酸は、胎児の正常な発育を助ける栄養素です。

の正常な発育に寄与する栄養素です。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、この府令による改正後の食品表示基準別表第十一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。